

県営住宅等条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

県営住宅等条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第 1 条 県営住宅等条例等の一部を改正する条例（平成26年岩手県条例第120号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち別表の改正規定中

「

県営豊間根アパート	[略]
-----------	-----

県営豊間根アパート	[略]
県営大沢アパート	下閉伊郡山田町大沢
県営織笠アパート	下閉伊郡山田町織笠

を

」

「

県営豊間根アパート	[略]
-----------	-----

県営豊間根アパート	[略]
県営大沢アパート	下閉伊郡山田町大沢
県営織笠アパート	下閉伊郡山田町織笠
県営北浜アパート	下閉伊郡山田町山田

に

」

改める。

第 2 条 県営住宅等条例等の一部を改正する条例（平成26年岩手県条例第104号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中表 2 の項の改正部分を削る。

改正前	改正後
附 則 この条例は、公布の日から施行する。 <u>ただし、第 1 条中表 2 の項の改正部分</u> は、規則で定める日から施行する。	附 則 この条例は、公布の日から施行する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。